

堺市公報 第92号	令和元年10月18日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市職員退職手当支給条例施行規則及び堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 【総務局人事部労務課】	2
<告示>	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	6
○道路法に基づく市道路線の認定について 【建設局土木部路政課】	6
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【総務局行政部総務課】	9
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	10
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	11
○堺市鳳公園の利用料金について 【建設局公園緑地部大浜公園事務所】	11

○堺市教育文化センターの利用料金等について
【教育委員会事務局学校教育部教育センター】・・・・・・・・・・ 12

<消防局公告>

○指定催しの指定について
【消防局予防部予防査察課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

<上下水道局公告>

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・・・ 19

<教育委員会規則>

○堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】・・・・・・・・・・ 20

規 則

堺市職員退職手当支給条例施行規則及び堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月18日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第76号

堺市職員退職手当支給条例施行規則及び堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(堺市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第1条 堺市職員退職手当支給条例施行規則(昭和38年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第12条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号及び第6号を1号ずつ繰り上げる。

別表のアの表第2号区分の項第2号中「旧消防組合条例」を「旧消防組合給与条例」に改める。

(堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 堺市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成3年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、若しくは失職し」を削り、同条第2号中「又は失職」を削る。

第14条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

告 示

堺市告示第376号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和元年10月18日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社 和枝	居宅介護	訪問サービス かすみそう	大阪府堺市中区八田 北町842番地9	令和元年9月 1日
合同会社 和枝	重度訪問介護	訪問サービス かすみそう	大阪府堺市中区八田 北町842番地9	令和元年9月 1日
合同会社 和枝	同行援護	訪問サービス かすみそう	大阪府堺市中区八田 北町842番地9	令和元年9月 1日
株式会社 ケア2 1	居宅介護	ケア2 1 鳳	大阪府堺市西区鳳中 町十丁1番地30号	令和元年10月 1日
株式会社 ケア2 1	重度訪問介護	ケア2 1 鳳	大阪府堺市西区鳳中 町十丁1番地30号	令和元年10月 1日

株式会社 ケア2 1	同行援護	ケア2 1 鳳	大阪府堺市西区鳳中 町十丁1番地30号	令和元年10月 1日
株式会社 DOU SAN	居宅介護	シンキケアセ ンター	大阪府堺市西区浜寺 石津町東四丁5番46 号 101号室	令和元年10月 1日
株式会社 DOU SAN	重度訪問介護	シンキケアセ ンター	大阪府堺市西区浜寺 石津町東四丁5番46 号 101号室	令和元年10月 1日
特定非営利活動法 人 ワーカーズコ ープ	居宅介護	ケアステーシ ョンしらさぎ 夢テラス	大阪府堺市東区白鷺 町二丁3-9-6	令和元年10月 1日
特定非営利活動法 人 ワーカーズコ ープ	重度訪問介護	ケアステーシ ョンしらさぎ 夢テラス	大阪府堺市東区白鷺 町二丁3-9-6	令和元年10月 1日
株式会社 い志乃 商会	共同生活援助	とも	大阪府堺市堺区宿院 町東三丁2番7号 ロータリービルド宿 院201号	令和元年10月 1日

堺市告示第377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和元年10月18日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
合同会社 和枝	居宅介護	訪問サービス かすみそう	大阪府堺市中区八田 北町842番地9	令和元年9月 2日
合同会社 和枝	重度訪問介護	訪問サービス かすみそう	大阪府堺市中区八田 北町842番地9	令和元年9月 2日

合同会社 和枝	同行援護	訪問サービス かすみそう	大阪府堺市中区八田 北町842番地9	令和元年9月 2日
有限会社 ジャパン ンケアニジュウイ チ	居宅介護	みらいケアセ ンター	大阪府堺市西区鳳中 町十丁1番地30	令和元年9月 30日
有限会社 ジャパン ンケアニジュウイ チ	重度訪問介護	みらいケアセ ンター	大阪府堺市西区鳳中 町十丁1番地30	令和元年9月 30日
有限会社 ジャパン ンケアニジュウイ チ	同行援護	みらいケアセ ンター	大阪府堺市西区鳳中 町十丁1番地30	令和元年9月 30日
株式会社 笑福	居宅介護	株式会社笑福 ヘルパーステ ーションけや き	大阪府堺市堺区南三 国ヶ丘町四丁1番1 号 102号	令和元年9月 30日
株式会社 笑福	重度訪問介護	株式会社笑福 ヘルパーステ ーションけや き	大阪府堺市堺区南三 国ヶ丘町四丁1番1 号 102号	令和元年9月 30日
株式会社 笑福	同行援護	株式会社笑福 ヘルパーステ ーションけや き	大阪府堺市堺区南三 国ヶ丘町四丁1番1 号 102号	令和元年9月 30日
株式会社 かねで んジョイライフ	居宅介護	訪問介護ステ ーションナー ビス堺	大阪府堺市北区長曾 根町3082-5 エン ジェルズ・アイ301 号室	令和元年9月 30日
株式会社 かねで んジョイライフ	重度訪問介護	訪問介護ステ ーションナー ビス堺	大阪府堺市北区長曾 根町3082-5 エン ジェルズ・アイ301 号室	令和元年9月 30日
社会福祉法人 風 の馬	居宅介護	ペガサスヘル パーセンター 石津北	大阪府堺市西区浜寺 石津町西一丁2番7 号	令和元年9月 30日
社会福祉法人 風 の馬	重度訪問介護	ペガサスヘル パーセンター 石津北	大阪府堺市西区浜寺 石津町西一丁2番7 号	令和元年9月 30日

株式会社 優都	居宅介護	ヘルパーステーションソネット	大阪府堺市堺区新町1番20号 リノ堺東3階	令和元年9月30日
株式会社 優都	重度訪問介護	ヘルパーステーションソネット	大阪府堺市堺区新町1番20号 リノ堺東3階	令和元年9月30日

堺市告示第378号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の2第4項の規定に基づき、次のとおり指定計画相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和元年10月18日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
有限会社 茶の木	計画相談支援	介護支援センター茶の木堺相談支援室	大阪府堺市北区百舌鳥梅北町三丁125-162	令和元年9月21日
合同会社 絆	計画相談支援	つむぎケアプランセンター	大阪府堺市中区深井中町1888番地14	令和元年9月30日

堺市告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 整理番号 別紙調書のとおり
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 起点終点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
ニ283	西野75号線	東区西野547番11地先 東区西野288番77地先		地元要望
ハ588	金岡321号線	北区金岡町773番6地先 北区金岡町774番2地先		〃
ヒ951	東山66号線	中区東山388番8地先 中区東山389番1地先		開発に伴う寄付
ヒ952	日置荘西213号線	東区日置荘西町5丁302番1地先 東区日置荘西町5丁302番1地先		〃
ヒ953	引野67号線	東区引野町1丁120番12地先 東区引野町1丁117番7地先		〃
ノ602	多治井74号線	美原区多治井797番4地先 美原区多治井797番8地先		〃
ノ603	田出井5号線	堺区田出井町698番188地先 堺区田出井町698番180地先		都市計画法第39条による帰属
ノ722	大野芝37号線	中区大野芝町39番5地先 中区大野芝町39番14地先		〃
ハ1040	土師214号線	中区土師町5丁219番11地先 中区土師町5丁219番4地先		〃
ノ125	野尻60号線	東区野尻町270番18地先 東区野尻町270番8地先		〃

公 告

堺市公告第551号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

堺市役所本庁舎に係る電力の供給

契約電力（常時電力）	2,000kW
契約電力（予備電力）	2,000kW
契約電力（自家発補給電力）	360kW
年間予定使用電力量	7,200,000kWh

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

総務局行政部総務課

3 落札者を決定した日

令和元年8月20日

4 落札者の氏名及び住所

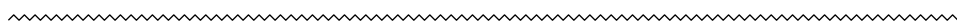
中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 勝野 哲

愛知県名古屋市東区東新町1番地

- 5 落札金額
¥97,764,355－（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和元年6月25日



堺市公告第552号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
重金属固定用高分子キレート薬剤（令和元年度下半期分）（年間単価契約）
集じん灰処理予定量2,500,000kg×薬剤添加率
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日
令和元年9月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社クリエイト
代表取締役 宮川 基次

大阪府堺市堺区戎島町2丁53-1

- 5 落札金額
¥25,080,000- (取引に係る消費税額等を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和元年7月31日

堺市公告第553号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市北区金岡町1845番2、1845番3の一部、1845番4から1845番10まで及び1865番19の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市北区金岡町3034番地1
株式会社アスキカク
代表取締役 藤原 茂

堺市公告第554号

堺市公園条例（昭和35年条例第18条）第31条第2項の規定に基づき、堺市鳳公園

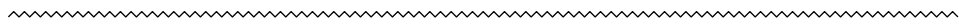
の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月18日

堺市長 永 藤 英 機

利用料金

種 別	単 位	金 額
露天営業その他これに類する目的とする使用	使用面積1平方メートルにつき	100円
広告宣伝又は放送の目的とする使用	1日	400円
業として撮影の目的とする使用	1回（2時間以内）につき	7,740円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用	使用面積10平方メートルにつき	23円
その他の使用	1日	23円



堺市公告第555号

堺市教育文化センター条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第26条第2項の規定に基づき、堺市教育文化センターの利用料金等を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月18日

堺市長 永 藤 英 機

堺市教育文化センター利用料金等一覧表（令和元年10月1日以後）

1 基本料金等

(単位 円)

種別		基本料金						区分間 利用	開館時間 超過又は 繰上げ		
		時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間			全日	
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	正午から 午後1時まで 午後5時から 午後6時まで	午前8時 から午前 9時まで 午後10時 から午後 11時まで	
ホール		平日	22,100	36,450	38,860	58,550	75,310	97,410	6,190	9,740	
		休日等	27,330	42,830	46,710	70,160	89,540	116,870	7,430	11,680	
ギャラリー		平日	全面	9,200	14,640	16,600	23,840	31,240	40,440	2,560	4,040
			3/4面	6,900	10,980	12,450	17,880	23,430	30,330	1,920	3,030
			1/2面	4,600	7,320	8,300	11,920	15,620	20,220	1,280	2,020
			1/4面	2,300	3,660	4,150	5,960	7,810	10,110	640	1,010
		休日等	全面	11,480	17,120	19,640	28,600	36,760	48,240	3,040	4,800
			3/4面	8,610	12,840	14,730	21,450	27,570	36,180	2,280	3,600
		1/2面	5,740	8,560	9,820	14,300	18,380	24,120	1,520	2,400	
		1/4面	2,870	4,280	4,910	7,150	9,190	12,060	760	1,200	
リハーサル室			4,810	7,530	8,480	12,340	16,010	20,820	1,320	2,080	
研修室等		研修室1	3,970	6,280	6,700	10,250	12,980	16,950		1,690	
		研修室2	3,970	6,280	6,700	10,250	12,980	16,950		1,690	
		研修室3	3,230	5,230	5,860	8,460	11,090	14,320		1,430	
		視聴覚室	1,880	2,930	3,130	4,810	6,060	7,940		790	
		クッキングルーム	3,970	6,280	6,700	10,250	12,980	16,950		1,690	
		工芸室	3,030	4,810	5,130	7,840	9,940	12,970		1,290	
		アトリエ	2,610	4,180	4,400	6,790	8,580	11,190		1,110	
		茶華道室	1,980	3,130	3,350	5,110	6,480	8,460		840	
		和室	1,560	2,500	2,710	4,060	5,210	6,770		670	
		ミュージックルーム	2,610	4,180	4,400	6,790	8,580	11,190		1,110	
		器楽練習室	930	1,460	1,560	2,390	3,020	3,950		390	
		楽屋1	930	1,460	1,560	2,390	3,020	3,950	250	390	
		楽屋2	1,250	1,880	1,980	3,130	3,860	5,110	320	510	
		楽屋3	930	1,460	1,560	2,390	3,020	3,950	250	390	
楽屋4	1,250	1,880	1,980	3,130	3,860	5,110	320	510			

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (2) ホール又はギャラリーを準備又は練習のために利用するとき（次号に規定する場合を除く。）は、それぞれの区分に係る基本料金の7割に相当する額とする。
- (3) この表に掲げる時間区分（全日の時間区分を除く。）に接続して、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの時間帯に、ホール、ギャラリー、リハーサル室又は楽屋1、楽屋2、楽屋3若しくは楽屋4（以下「ホール等」という。）を準備若しくは後始末又は練習のために利用するときは、それぞれの時間帯につき、同表のホール等の区分間利用の額をそれぞれの時間区分に係るホール等の基本料金に加算する。
- (4) リハーサル室を楽屋等として利用するときは、その区分に係る基本料金の5割に相当する額とする。
- (5) 条例別表第1第2項の「市外居住者」（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地が本市の区域外に存するものをいう。）が利用するときは、それぞれの区分に係る基本料金の5割に相当する額を当該基本料金に加算する。
- (6) 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、それぞれの区分に係る基本料金の5割に相当

する額を当該基本料金に加算する。

- (7) 許可を得て、堺市教育文化センター管理運営規則第2条第1項に規定する開館時間を超過し、又は繰り上げて準備若しくは後始末又は練習のためにホール（ホールとともに同一の時間において利用する他の施設を含む。）を利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、それぞれの種別に係る全日の基本料金（条例別表第1第2項又は前号の規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。）を11で除して得た額に1.1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を徴収する。

2 附属設備利用料金

(単位 円)

種別	区分	器具名等	数量	料金	備考
ホール	舞 台 設 備	所作台	1式	6,280	人件費は別
		平台（変形平台を含む。）	1坪	100	人件費は別
		箱足	1個	50	
		開き足	1脚	100	
		仮設鳥屋囲	1式	1,030	人件費は別
		めくり台	1台	100	
		ひ毛せん	1枚	200	
		山台用長座布団	1枚	200	
		高座用座布団	1枚	200	
		落語用見台セット	1式	1,560	
		上敷	1枚	200	
		紗幕	1枚	2,080	人件費は別
		地がすり	1枚	2,080	人件費は別
		大黒幕	1枚	1,030	人件費は別
		リノリウム	1本	310	テープ及び人件費は別
		金屏風	1双	2,080	人件費は別
		銀屏風	1双	2,080	人件費は別
		松羽目・竹羽目	1式	4,180	
		演台	1台	620	
		司会者台	1台	310	
		花台	1台	100	
		花瓶	1つぼ	100	
		反響板	1式	5,230	人件費は別

	指揮者台	1台	510	譜面台付き
	譜面台	1台	100	
	譜面灯	1台	50	
	コントラバス用椅子	1脚	100	
	スクリーン	1台	1,560	
	移動用スクリーン	1台	1,030	
	スタンドスクリーン	1台	510	
	ピアノ (スタインウェイD274)	1台	12,560	調律料は別
	ピアノ (ベーゼンドルファー290)	1台	12,560	調律料は別
舞台 設備 セ ット	式典・講演会用セット①	1式	16,120	セット設備内容は、付表 2のとおりとする。
	式典・講演会用セット②	1式	36,280	
	ピアノ・音楽発表用セット③	1式	34,310	
	ピアノ・音楽発表用セット④	1式	41,840	
	ダンス・バレエ発表会用セット⑤	1式	76,640	
	ダンス・バレエ発表会用セット⑥	1式	135,900	
照 明 設 備	Aセット	1式	7,330	セット設備内容は、付表 1のとおりとする。
	Bセット	1式	14,660	
	Cセット (反響板用)	1式	13,610	
	シーリングスポットライト	1組	3,130	
	フロントスポットライト	1組	1,030	3台1組
	スポットライト500W	1台	310	
	スポットライト1Kw	1台	510	
	フットスポットライト500W	1台	310	
	ストリップライト 12灯用	1台	510	
	フォロースポットライト	1台	1,030	
	エフェクトスポットライト	1台	510	
	スパイラルマシン	1台	510	
	ディスクマシン	1台	510	
	先玉	1台	310	
	オーロラマシン	1台	1,030	
	ストロボ	1台	1,030	
	ミラーボール	1台	3,130	
ボーダーライト	1列	1,030		

音響設備	フットライト	1列	1,030	
	花道フットライト	1台	1,030	
	アッパーホリゾンライト	1列	1,560	
	ローアホリゾンライト	1列	1,560	
	センターピンスポットライト	1台	3,130	人件費は別
	マイクロフォン	1本	1,030	
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	2,080	
	三点つりマイク	1式	3,130	人件費は別
	ダイレクトボックス	1台	510	
	CDプレーヤー	1台	1,560	CD及び人件費は別
	カセットデッキ	1台	1,560	テープ及び人件費は別
	拡声装置	1式	4,180	
	モニタースピーカー	1台	1,030	人件費は別
	可搬型ミキサー	1台	3,130	人件費は別
マルチケーブル	1本	1,030		
シャワー室	1室	1,030		
リハーサル室	ピアノ (ヤマハC-7E)	1台	2,080	調律料は別
	指揮台	1台	310	譜面台付き
	コントラバス用椅子	1脚	100	
	拡声装置	1式	1,030	
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	1,030	
	CDプレーヤー	1台	510	CDは別
	マイクロフォン	1本	510	
	ダブルリバーズデッキ	1台	510	テープは別
囲碁セット	1式	100		
囲碁指導盤	1式	100		
将棋セット	1式	100		
将棋指導盤	1式	100		
対局時計	1個	100		
茶道用具	炉釜	1個	510	茶華道室
	風炉釜	1個	510	茶華道室

風炉用銀瓶	1 個	510	茶華道室
棚	1 個	310	茶華道室
置つくばい	1 個	310	茶華道室
水指	1 個	200	茶華道室
水次やかん	1 個	200	茶華道室
毛せん	1 式	200	茶華道室
菓子器	1 個	100	茶華道室
華道具	1 個	100	
移動式プロジェクター	1 式	1,030	
仮設ステージ	1 式	1,030	
金屏風 ^{びょうぶ}	1 双	1,030	
電子オルガン	1 台	830	
七宝電気炉	1 台	200	工芸室
陶芸用電気炉	1 時間ま でごとに	310	窯室
エッチングプレス機	1 台	1,030	アトリエ
ピアノ (ヤマハHQ-300)	1 台	1,030	ミュージックルーム (調律料は別)
電子ピアノ	1 台	830	
平釣太鼓	1 柄	1,030	
附締太鼓	1 柄	830	
CDラジオカセットレコーダー	1 台	510	CD及びテープは別

備考

- (1) この表の利用料金は、午前、午後及び夜間の時間区分ごとに1回の利用として計算する。
- (2) カラーフィルターその他この表において利用料金を規定していないものに係る利用については、実費を徴収する。
- (3) 舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別に実費を徴収する。

3 プラネタリウム等観覧料

区分		金額 (1人1回につき)	
		個人	20人以上の団体
プラネタリウム	一般	510 円	400 円
	4歳から中学生まで	250 円	200 円
全天周映画	一般	510 円	400 円
	4歳から中学生まで	250 円	200 円

区分	金額（1人1日につき）			
	DUO（デュオ）チケット		TRIPLE（トリプル）チケット	
	個人	団体（20人以上）	個人	団体（20人以上）
一般	810円	600円	1,220円	900円
4歳から中学生まで	400円	300円	600円	450円

備考

- (1) 「DUO（デュオ）チケット」（2番組観覧券）
 プラネタリウム又は全天周映画を同日内に2番組観覧する場合の観覧料とする。
- (2) 「TRIPLE（トリプル）チケット」（3番組観覧券）
 プラネタリウム又は全天周映画を同日内に3番組観覧する場合の観覧料とする。

4 駐車場料金

施設	単位	駐車料金
駐車場	1台・30分	最初の30分まで 無料
		以後30分までごとに100円

消防局公告

堺市消防局公告第3号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年10月18日

堺市消防長 松本文雄

催しの名称	第46回堺まつり
開催場所	大小路筋周辺、堺市役所前市民交流広場、南宗寺及びさかい利品の杜
開催期間	令和元年10月19日（土）から令和元年10月20日（日）まで

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第168号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年10月18日

堺市上下水道事業管理者 出未明彦

指定番号	第1394号
指定年月日	令和元年9月26日
事業者の名称	株式会社永和
事業者の住所	大阪市鶴見区安田2丁目2番5号

代表者の職氏名 代表取締役 金沢 利和
事業所の名称 株式会社永和
事業所の所在地 大阪市鶴見区安田2丁目2番5号

教育委員会規則

堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月18日

堺市教育委員会

教育長 中谷 省三

堺市教育委員会規則第18号

堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同項第2号中「又は失職」を削る。

第12条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同項第2号中「又は失職」を削る。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。